

酒気帯びデッチ上げ 報復処分の真実

2013年4月20日

No.10

JR東海労 東二運分会
裁判プロジェクト

会社の身勝手に裁判長 苦言 掲示物持ち去り 不当労働行為で

運輸所のみなさん

東海労東二運分会斉藤書記長に対する「酒気帯び」でっち上げと不当処分撤回を求めた裁判で、東京地裁は会社が行った減給処分が無効で、処分は懲戒権を濫用したもの、という判決を会社に言い渡しました。東海労は勝利判決と受けとめました。が、「酒気帯び」でっち上げと不当労働行為を認めさせるために控訴しました。

他方、会社は反省も謝罪もないまま控訴しましたが、東海労の控訴の後で、判決から二週間近くもたっていました。会社は当然「懲戒権を濫用」との断罪に対して、不服とし即日控訴のはずです。何故、東海労より後の控訴かはさておき、全く身勝手な開き直りです。

運輸所のみなさん

そんな会社の身勝手な姿勢が、別の裁判でも明らかになりました。新幹線関西地本名古屋車両所分会が「組合掲示物を、会社が一方的に撤去したことは不当労働行為だ」と労働委員会に救済申し立てました。当然、労働委員会は車両所分会への救済命令を出しました。

しかし会社は、この命令を不服として中労委を相手に裁判を起こしました。これまで、2回にわたって高等裁判所で口頭弁論が行われ、この裁判のなかで裁判長が、JR東海会社が労働組合を認めず、話をしないという身勝手に対して、苦言を呈する、という場面がありましたので概要を紹介します。（新幹線関西地本名古屋車両所分会情報・雄叫び抜粋）

裁判長：この件では中労委も裁判所もうんざりしている。どうにかならないのか。

会社弁護士：う～、会社としては・・・

裁判長：中労委は、平成19年の裁判所の判例を基にして準備書面を書いている。会社と組合間で解決するように中労委は提言しているが、これまで会社側は何かしているのか。

会社弁護士：裁判所は上から目線でものを言っている。当方としては、規約、規則が会社にはある。それを基にしている。

裁判長：と、言うことは、これまで何もしていないことか。

会社弁護士：あ、はい・・・

裁判長：労働組合と会社は、意見が食い違うもの。いちいち、物事の一つひとつに拘る必要があるのか。全体を見て判断するとか、気持ちを持ってはどうか。

会社弁護士：それは～

裁判長に、ここまで言われる会社の異常は、そのまま職場の異常です